

監理技術者等の途中交代試行工事Q & A

Q 1 : 監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という）が交代した場合、CORINS の変更は実施するのか？

A 1 : 従前の手続きと同様で、CORINS の変更を行ってください。
（変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き 10 日以内に登録が必要）

Q 2 : 交代後の監理技術者等は、総合評価における工事实績として認めるか？

A 2 : 入札説明書の雛形のとおりで、以下の場合、実績として認めない

- ・工期 1 年未満の工事にあたっては、工期の半分未満の従事期間の場合は、実績として認めない。
- ・工期 1 年以上の工事にあたっては、6 ヶ月未満の従事期間の場合は、実績として認めない。

Q 3 : 検査時は、交代前の監理技術者等が立ち会う必要があるか？

A 3 : 立ち会う必要はありません。

Q 4 : 工事目的物の完成時点の確認方法はどのようにするのか？

A 4 : 受注者は、工事打合せ簿で完成時点の協議を提出してください。
発注者が、現場にて寸法等を確認し承諾した日付をもって交代の手続きを開始してください。

Q 5 : 交代の判断として、「受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合」としているが、支障があると判断するケースとは、どのような場合か。

A 5 : ・交代する新たな技術者の配置に時間がかかり、空白期間が生じる場合
・特殊な現場管理、安全管理が必要な工事で、引き続きこれまでの配置技術者が必要と判断した場合。
など、交代することで工程が遅れる、第 3 者・市民への不利益が生じると判断されるケースのことです。

(別紙)

入札説明書の記載

- ・配置技術者等の途中交代の試行について
 - ・本工事は、特記仕様書の規定以外でも、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置技術者等」という。）の途中交代を認める試行工事である。
 - 1 工程上一定の区切りと認められる時点とは、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、配置技術者等の途中交代を認めることとする。
 - 2 受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
ただし、配置技術者等を変更する場合は、入札公告等に掲げる基準を満たす者を配置しなければならない
 - 3 以下の場合、実績として認めない。
 - (1) 工期1年未満の工事にあたっては、工期の半分未満の従事期間の場合は、実績として認めない。
 - (2) 工期1年以上の工事にあたっては、6ヶ月未満の従事期間の場合は、実績として認めない。

特記仕様書の記載（これまでの表記と同じ）

第〇条 配置技術者等の途中交代

- 1 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
 - (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- 2 上記1のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

※特記仕様書の表記はこれまでと変わらず、入札説明書で示すこととなる。

【参考資料】

○建設業法

監理技術者の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります、これが認められる場合としては、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次のような場合が考えられる

- ・受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更
- ・ダム・トンネル工事等大規模な工事で、ひとつの契約工期が多年に及ぶ場合

いずれの場合であっても、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることで工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要

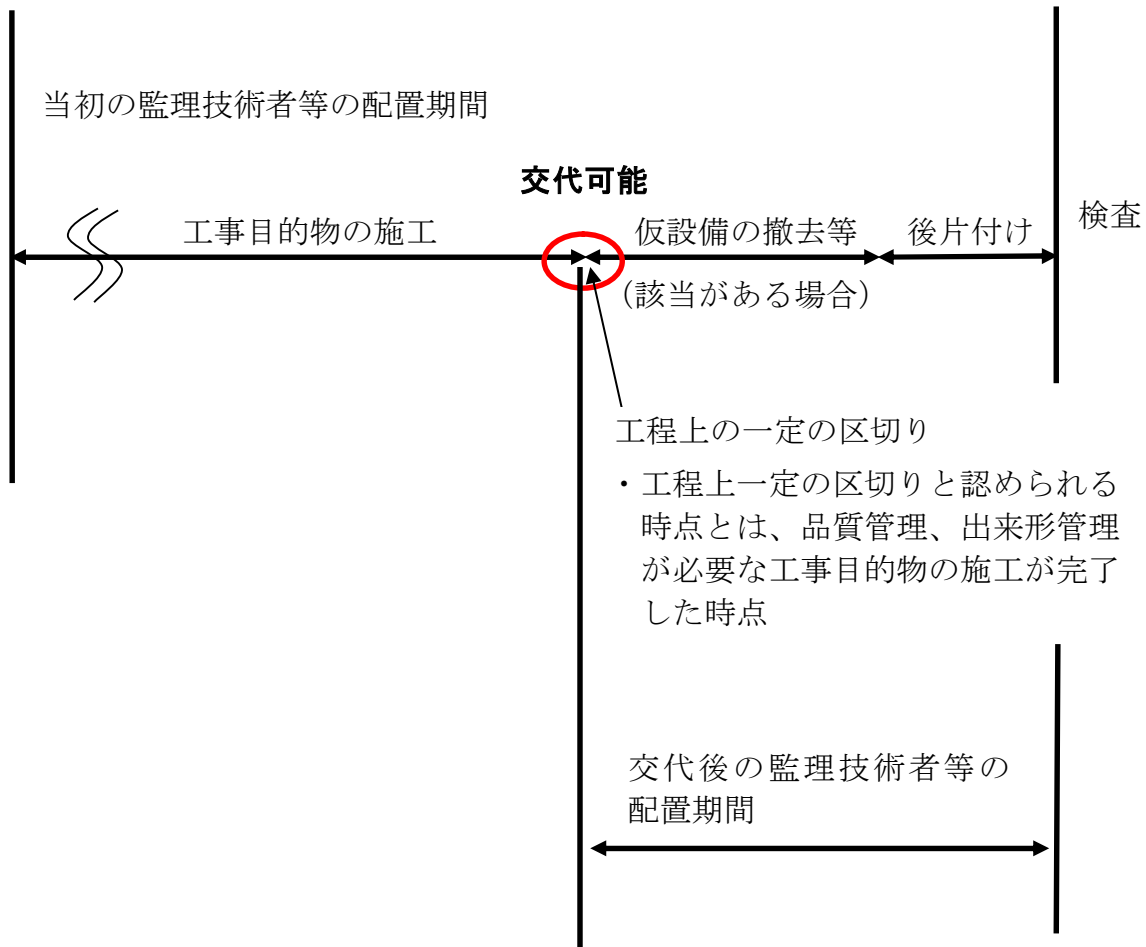
○監理技術者制度運用マニュアル

(4) 監理技術者等の途中交代

- ・建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。
 - ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ・また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

【参考資料】

工事における監理技術者等の途中交代の試行



- ・ 交代後の監理技術者等については、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足するものであれば途中交代を認める。
- ・ 交代前の監理技術者等と同等（総合評価の加算点数）以上である必要はない。（減点はしない）